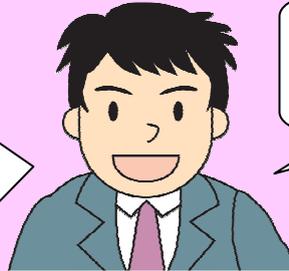


## 1-2 大津市景観計画の見方

一般の市民の方が自宅に適用される制限を確認する手順を紹介します。

大津市の景観計画では、景観構成要素（景観地域・景観軸）や地区ごとに、あるべき景観像（方針）が定められています。また、用途地域に基づいた景観区ごとに、配慮する必要のある基準が定められています。



お住まいの土地の方針や基準は、次のように確認します。

大津市

### 準備するもの

まず、制限の確認には、次の3点が必要です。

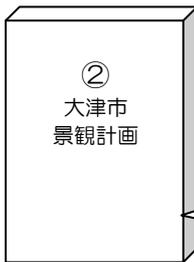
- ① 景観計画図
- ② 大津市景観計画
- ③ 景観計画ガイドライン



#### ① 景観計画図

(2500分の1)

市役所本館3Fの都市計画課窓口で見ることが出来ます。受付時間は8:40~17:25まで（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始を除きます）



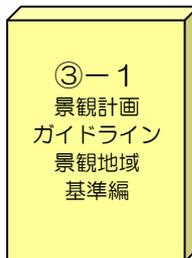
②  
大津市  
景観計画

#### ② 大津市景観計画

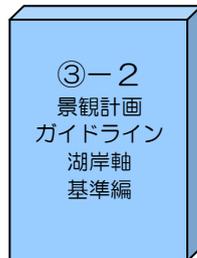
市役所都市計画課窓口で見ることが出来ます。インターネットでダウンロードも出来ます。

大津市景観計画

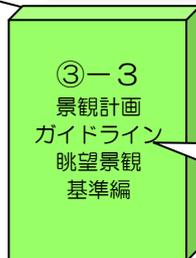
検索



③-1  
景観計画  
ガイドライン  
景観地域  
基準編



③-2  
景観計画  
ガイドライン  
湖岸軸  
基準編



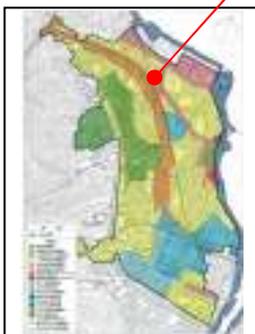
③-3  
景観計画  
ガイドライン  
眺望景観  
基準編

#### ③ 景観計画ガイドライン

市役所都市計画課窓口で見ることが出来ます。インターネットでダウンロードも出来ます。

## STEP1 景観計画図の確認

- イ 景観構成要素（景観地域・景観軸）：市街地景観地域
- 地区：旧東海道沿道地区



市役所都市計画課の窓口においてある「① 景観計画図」で、お住まいの土地の、

- イ 景観構成要素（景観地域・景観軸）

- 地区
- ハ 景観区
- ニ 眺望景観保全地域かどうかを確認します。

- ハ 景観区：一般市街地景観区  
凡例→ 黄色

- ニ 眺望景観保全地域：表示無し→地域外

## STEP2 方針の確認

STEP 1で確認した、イ・ロ・ハ・ニごとに、② 大津市景観計画で方針を確認します。

### イ 景観構成要素（景観地域・景観軸）の方針

#### 景観計画P24 (7) 市街地景観地域

鉄道駅や駅前広場、都市計画道路などの公共施設や公共空間を中心として、地域の顔となる都市景観の形成に取り組むとともに、湖岸や河川などの水辺空間や地域に分布する歴史文化資産を活用し、また、まちなかに充実した緑を配することにより、個性と潤いのある市街地景観を形成する。



### ロ 地区の方針

#### 景観計画P29

#### ⑦旧東海道沿道地区

旧東海道筋を中心として古いまちなみや数多くの歴史文化資産が残されている。一方、国道沿道などにおいては、ロードサイド型の商業施設や大規模な工業施設などが立地している。

そこで、住宅市街地においては、落ち着いたまちなみ景観を形成するとともに、幹線道路沿道などにおいては、周辺の住宅地景観に配慮しつつ、歴史性を生かしたにぎわいのある景観を形成する。

### ハ 景観区の方針

#### 景観計画P29 ウ 一般市街地景観区

地域固有の自然条件、歴史文化資産などを掘り起こし活用しながら、低中層の商業施設や業務施設が住宅と適度に混在する、個性と落ち着いたまちなみ景観を地域住民の主体的な取り組みのもとに形成する。  
城下町として発展してきた膳所においては、地域の歴史文化資産を生かしつつ歴史的まちなみ景観を保全する。

## STEP3 基準の確認

#### <形態・意匠>

- ・周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする
- ・屋根の形状などを工夫することにより、周辺の山稜、樹林地と調和させる など

STEP 1で確認した、ハ・ニごとに、② 大津市景観計画「第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」で基準を確認します。

一般市街地景観区の基準は景観計画P43です。



#### <色彩>

- ・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図る など

#### <素材>

- ・周辺景観に調和し、長期間にわたり良好な景観が維持できる素材を使用する など

## STEP4 ガイドラインの確認

けばけばしくない、落ち着いた色彩にするには、彩度は、3以下にしておくんだな。

市民



③ 景観計画ガイドラインでは、基準の項目ごとに、解説や事例の写真等を交えて説明しています。② 大津市景観計画と併せて確認します。

景観区ごとに決められた「届出対象となる行為の規模」については、各ガイドラインで調べることができます。